

高橋雨水ポンプ場整備における建築基準法
違反に関する調査報告書

令和4年12月
静岡市上下水道局

目次

1	はじめに	・・・・・・・・	P 1
2	高橋雨水ポンプ場整備に関するこれまでの経緯		
	(1) 高橋雨水ポンプ場の概要	・・・・・・・・	P 2
	(2) 令和2年度に発覚した「消防法令」に係る 事務事業事故の概要	・・・・・・・・	P 2
3	令和3年度に発覚した「建築基準法」違反の内容と原因	・・・・・・・・	P 3
	(1) 確認済証交付前の現場工事着手について	・・・・・・・・	P 4
	(2) 工事監理がされていない期間があったことについて	・・・・・・・・	P 5
	(3) 「建築基準法令」違反覚知後における対応について	・・・・・・・・	P 5
4	「建築基準法令」違反による本整備事業等への影響		
	(1) 供用開始時期の更なる遅延	・・・・・・・・	P 6
	(2) 追加費用の発生	・・・・・・・・	P 6
	(3) 市行政に対する信用失墜	・・・・・・・・	P 6
5	「消防法令」に係る事務事業事故の報告書で掲げた 再発防止策の評価	・・・・・・・・	P 6
6	危機管理体制について	・・・・・・・・	P 8
7	再発防止に向けた取組	・・・・・・・・	P 8
8	おわりに	・・・・・・・・	P 9

1 はじめに

高橋雨水ポンプ場においては、令和2年8月、消防法令に適合しなかったことが判明したため追加（建築）工事が必要となり、当該事務事業事故を受けて、再発防止の取組を行ってきたところですが、今回、新たに建築基準法の違反が発覚しました。

改めて、地域住民の皆さまをはじめ市民の皆さまにご心配ご迷惑をお掛けしましたことを心からお詫び申し上げます。

この法令違反について、市民の皆さまの信用を失い、信頼を損ねたことを厳粛に受け止め、このようなことを二度と繰り返さないため、当該ポンプ場建設に関わる職員に対して内部調査を実施し、このたび報告書を取りまとめました。

今後は、一日も早く市民の皆さまの信用と信頼を回復できるよう職員一丸となってコンプライアンスの徹底と再発防止に向けた取組を実施してまいります。

公営企業管理者 森下 靖

2 高橋雨水ポンプ場整備に関するこれまでの経緯

(1) 高橋雨水ポンプ場の概要

高橋雨水ポンプ場は、清水区高橋三丁目地内の国道1号静岡バイパスと旧北街道に囲まれた二級河川巴川の支流である山原川（やんばらがわ）とその支流となる捨川（してがわ）の合流部に建設している施設で「静岡市高橋二・三丁目・飯田町地区下水道床上浸水対策計画」に基づき、平成22年度に基本設計を実施し、これまで整備を進めてきたものである。

(2) 令和2年度に発覚した「消防法令」に係る事務事業事故の概要

当該ポンプ場整備においては、平成23年度より土地の購入、24年度にポンプ棟及び沈砂池棟の建物に係る詳細設計が完了し、25年11月に建築基準法第18条第2項に基づく計画通知書を建築主事宛て提出、26年2月に同条第3項に基づく確認済証の交付を受け、同月建築本体の地下構造物工事に着手した。

令和元年度に入り地下構造物が完成したことから、元年8月よりポンプ棟及び沈砂池棟の上部上屋の建築本体工事ほか各種設備工事に着手した。

令和2年8月、危険物許可の申請を市消防局に提出したところ、ポンプ棟については防火区画に階層が設置されていることなど消防法令に適合していないことから許可が下りず、危険物施設として同法令に適合させるための追加（建築）工事が必要となり、供用開始予定が当初の3年8月末から4年3月末に遅延する見通しとなった。

この事案について、事業実施における事務事業事故として令和3年2月上下水道局内に「高橋雨水ポンプ場整備に係る内部調査委員会」を設置した。同委員会は関係者への聴取や関係書類の精査を行い、その結果に基づき、市下水道部において消防法令に関し複数の誤認があったこと、長年にわたる本事業期間全体を通して、組織的に進行管理が徹底されていなかったことが事故の原因であると結論付けた。それと同時に、再発防止策として6項目の取組を徹底させることとした（令和3年4月公表「高橋雨水ポンプ場整備に係る事務事業事故に関する内部調査報告書」より抜粋）。

3 令和3年度に発覚した「建築基準法」違反の内容と原因

今回発覚した建築基準法違反は2点である。1点目は、確認済証（変更）交付前に現場工事に着手していたこと《(表1)①》、2点目は、工事監理者による工事監理がされていない期間があったこと《(表1)②》である。

この2点の法令違反の内容と原因は次のとおりである。

(表1)

	R2年度												R3年度												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
[1]計画通知上の工事監理者													委託業者 A												市公共建築課長
[2]工事監理契約	委託業者 A											11/30終了	1/21市建築指導課へ監理者不在報告												2/7
[3]建築本体工事 ・プラント設備工事	建築本体工事 施工業者B 11/30終了											プラント設備工事 (施工業者C・D)												1/13自主的に工事停止	
[4]設計・計画(変更)通知作成	3/30契約											委託業者 A												10/30完了	
[5]計画(変更)通知 ・確認済証の交付													10/20計画(変更)通知												12/21確認済証
[6]追加(建築)工事													6/3契約 施工業者 E												1/13自主的に工事停止
													9/16現場工事着手												
													① 確認済証交付前の現場工事着手期間 (R3.9.16~12.20) … (建築基準法第18条第5項違反)												
													② 工事監理がされていない期間 (R2.12.1~R4.1.21) … (建築基準法第5条の6第4項、第5項違反)												

【主な経過(再掲)】

- 令和3年3月30日 [6]追加(建築)工事に係る[4]設計・計画(変更)通知作成業務の契約締結
- 令和3年4月2日 消防法令に係る「高橋雨水ポンプ場整備に係る事務事業事故に関する内部調査報告書」の公表
- 令和3年6月3日 [6]追加(建築)工事の契約締結
- 令和3年9月16日 [6]追加(建築)工事の現場着手 ⇐ 法令違反①
- 令和3年10月20日 [5]建築主事への計画(変更)通知
- 令和3年12月21日 [5]建築主事からの確認済証の交付
- 令和4年1月13日 [3]プラント設備工事及び[6]追加(建築)工事を自主的に停止
- 令和4年1月21日 [2]工事監理がされていない期間があることを報告 ⇐ 法令違反②

(1) 確認済証交付前の現場工事着手について（建築基準法第18条第15項違反）

【建築基準法第18条第15項】〔抄〕

…建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事は、第3項の確認済証の交付を受けた後でなければすることができない。

【違反の内容】

「[6]追加（建築）工事」については、令和3年9月16日に現場工事に着手している。本来であれば、建築主事より計画（変更）通知に基づく確認済証が交付されてから工事に着手すべきところ、実際に交付されたのは同年12月21日であった。つまり、3か月以上の期間（令和3年9月16日から同年12月20日まで）にわたり違反状態にあった。《(表1) ①》

【違反に至った原因】

市下水道建設課は、消防法令に適合させるための「[6]追加（建築）工事」の必要性が判明した令和3年1月以降、全体のスケジュールを再調整した結果、当初の供用開始予定を3年8月末から4年3月末に遅らせることとした。

この再調整後のスケジュールでは、変更後の供用開始予定から逆算し、ポンプ設備等の据付け・試運転、調整等を考慮すると、令和3年9月中旬の追加（建築）工事の着手が必須であり、それまでに設計変更や計画（変更）通知の手続、確認済証の交付等が必要であるとの認識を持っていた。

実際に、「[4]設計・計画（変更）通知作成」に係る業務は令和3年3月30日に契約締結が完了し、「[6]追加（建築）工事」に係る業務は同年6月3日に契約締結が完了している。

この時点では、工事着手のリミットである9月中旬まで3か月程度の期間を確保できしており、その後の「[5]計画（変更）通知・確認済証の交付」は十分間に合うと見込んでいた。

しかし、「[5]計画（変更）通知」に添付する図面の作成に想定以上の時間を要したことや市建築指導課との協議により図面の修正を繰り返したことなどから、確認済証の交付が遅れるおそれが予見された。

市下水道建設課は、「[6]追加（建築）工事」について市建築指導課へ相談を重ねてきたこともあり、確認済証の交付に係る諸条件は整っていると判断し、「計画（変更）通知と工事施工の作業を同時に進めること」について、問題ないものと解釈した。また、既に供用開始予定が遅れていることから、令和4年3月末までには何としても供用開始したいとの焦りもあり、供用開始予定を優先して確認済証交付前に工事に着手する誤った判断をした。

(2) 工事監理がされていない期間があったことについて（建築基準法第5条の6第4項及び第5項 違反）

【建築基準法第5条の6第4項】〔抄〕

建築主は、第1項に規定する工事をする場合においては、…条例に規定する建築士である工事監理者を定めなければならない。

【建築基準法第5条の6第5項】

前項の規定に違反した工事は、することができない。

【違反の内容】

建築基準法では、一定規模の建築工事をする場合、工事の着手から完成後の建築工事の完了検査が合格するまでの期間、建築士の資格を持つ者を工事監理者と定め、その者による工事監理の下で工事が行われなければならない。

当該ポンプ場整備においては、建築工事の規模から一級建築士の資格を有する工事監理者が必要であり、平成26年2月の建築本体の地下構造物工事から、ポンプ設置に係る建築設備や建築本体に影響のある工事を含む「[3]プラント設備工事」及び「[6]追加（建築）工事」の完了検査が合格するまでの全期間において、工事監理者を定める必要があったが、実際は、工事監理者を定めておらず違反状態にあった。《(表1) ②》

【違反に至った原因】

「[3]建築本体工事」の際、市下水道建設課が建築主事宛て提出していた「[1]計画通知に記載の工事監理者」と「[2]工事監理契約」の請負業者は委託業者Aで一致しており、法令の規定どおり、工事監理されている状態であった。

その後、「[3]建築本体工事」が令和2年11月30日に終了したことに合わせ、「[2]工事監理契約」も終了している。

本来であれば、市下水道建設課は、この後も当該建築工事の完了検査が合格するまで当該契約を継続しておく必要があったが、「[3]プラント設備工事」は建築工事ではないため、また、「[6]追加（建築）工事」にあっては、工事規模が小さいことから“工事監理者を定める必要はない”と誤った解釈をしていた。なお、この時期も含め市下水道建設課には建築職員の配置がなく、関係法令の細部にわたる知見が不足していた。

(3) 「建築基準法令」違反覚知後における対応について

法令違反の覚知後、令和4年1月13日に「[3]プラント設備工事」及び「[6]追加（建築）工事」を自主的に停止するとともに委託業者Aと工事監理契約に係る協議を進めるものの、合意に至らなかった。

また、市下水道建設課は、当初計画していた「[3]建築本体工事（沈砂池棟・ポンプ棟

の上部上屋)」が完成した翌日の令和2年12月1日から工事監理者による工事監理がされていなかった事実を4年1月21日に市建築指導課宛て報告し、同日当該建築本体工事に係る一連の工事を停止するよう指示を受けた。

その後、同年2月7日に市公共建築課長を工事監理者に定め、計画通知の記載事項変更手続が建築主事に受理されたが、結果として、1年1か月以上の期間（令和2年12月1日から令和4年1月21日まで）違反状態にあった。《(表1) ②》

新たに工事監理者に定められた市公共建築課長は、工事監理者による工事監理がされていなかった期間の「[3]プラント設備工事」及び「[6]追加（建築）工事」について、施工図や写真帳などの確認作業を行い、市下水道建設課より同年3月15日付けで建築主事へ改善計画書を提出し、工事再開が了承された。

4 「建築基準法令」違反による本整備事業等への影響

(1) 供用開始時期の更なる遅延

今回の建築基準法の違反により、令和2年度の消防法令に係る事務事業事故を受け延期した供用開始時期が更に遅延し、4年7月30日に供用開始となった。

(2) 追加費用の発生

今回の建築基準法の違反では、追加工事は発生しないものの、「[3]プラント設備工事」、「[6]追加（建築）工事」及び外構工事を停止したことにより、現場事務所や仮設足場のリース代等約1,500万円の追加費用が新たに発生した。

(3) 市行政に対する信用失墜

消防法令に係る事務事業事故や度重なる建築基準法違反により、市民の信用を失墜させた。

5 「消防法令」に係る事務事業事故の報告書で掲げた再発防止策の評価

令和3年4月に公表している「高橋雨水ポンプ場整備に係る事務事業事故に関する内部調査報告書」で再発防止策を講じていたにもかかわらず法令違反があったことは、再発防止策の実施が不十分であったと言わざるを得ない。これを重く受け止め、まずは、改めて法令に対する理解、その遵守・徹底の意識を局内全職員に深く浸透させるため、今回の事案を題材としたe(イー)ラーニング研修を実施するなど、組織を挙げて最優先で取り組むこととした。

しかしながら、前回掲げた再発防止策のうち、「(1) 協議、相談などは複数人で対応し、議事録を作成の上、双方の確認を取る。」及び「(2) 不明箇所は、直ちに整理確認し、保留事項は作らないようにする。」については、市下水道建設課が建築法令において誤った解釈をしていたことから実施不十分との評価をせざるを得ないため、今後の取組として「特に許可権者との協議において、口頭や電話であっても法令の解釈(判断)に係る部分については、複数人で対応し、議事録の作成・確認を徹底する。」ことを実施することとした。

また、「(4) 工事種別ごとの関係法令チェックリストや手続フローを作成し、これらに基づき、工事ごとに申請・届出状況等の管理を行い、定期的に所属長の確認を受ける。」については、継続中の当事業については、確認が不十分であったため、今後の取組として「チェックリストや手続フローに漏れがないか検証し、「変更工事」などにも活用できるよう実効性のあるものに修正する。」ことを実施することとした。

なお、その他の再発防止策の内容についての評価及び今後の取組は下表《(表2)》のとおりであるが、これら取組に対し、上下水道局以外からの客観的視点が欠けていたことから、実効性のある方法に見直す必要がある。

(表2)

■再発防止策を実施した内容と今後の再発防止策の取組

前回掲げた再発防止策	実施した内容【評価】	今後の取組
(1) 協議、相談などは複数人で対応し、議事録を作成の上、双方の確認を取る。 事業の内容により相当の期間(1年以上)の経過が想定される場合には、関係機関等(四半期毎など)定期的な情報共有の場を設定する。	・口頭で指示を受けた場合には、その後改めてメールなど文章に記し確認する。 【△ 実施不十分】	・特に許可権者との協議において、法令の解釈(判断)に係る部分については、複数人で対応し、議事録の作成・確認を徹底する。 →朝・夕礼時や毎週末時などでの所属長による振り返り確認
(2) 不明箇所は、直ちに整理確認し、保留事項は作らないようにする。	・整理確認した不明箇所は、文書に起こし係内で共有する。【△ 実施不十分】	
(3) 複数年度に亘る事業の実施時は、引継書を作成し、定期的に所属長の確認を受けた上で、関係職員による引継ぎを確実にを行う。	・既定の「引継書」を利用。(今回は複数年に渡らない) 【○ 実施】	(継続)
(4) 工事種別ごとの関係法令チェックリストや手続きフローを作成し、これらに基づき、工事ごとに申請・届出状況等の管理を行い、定期的に所属長の確認を受ける。	・関係法令チェックリストや手続きフローを作成したものの、今後の「新規」事業に活用しようと考えていた。 【△ 実施不十分】	・チェックリストや手続きフローに漏れがないか検証し、「変更工事」などにも活用できるよう実効性のあるものに修正する。 ・進行管理は、「月一回」行うことを徹底し、所属長の確認を受ける。
(5) 基本設計、詳細設計発注時に関係法令等を仕様の中で確認する。	・発注時に関係法令のチェックを徹底する。 【○ 実施】	(継続)
(6) 職員の法制度的知識習得を図るとともに誤認を防止するため、関係法令等に係る研修を実施する。	・下水道部の係長以上の職員計71人に対するコンプライアンス研修を実施(5/21(金))ほか3回。 ※第3回は、web再生。【○ 実施】 *関係法令等に係る研修は職場研修 市政PC「回覧」によるweb研修。	・消防や建築などの法令に係る専門職員による研修を実施する。 ・改めて上下水道局の全職員に拡大したコンプライアンス研修を実施し、法令順守の徹底を図る。(→前回、今回の事業を「ケーススタディ」とした研修の実施。) ・【新規】ガバナンスの強化、風通しの良い職場環境の推進。

6 危機管理体制について

「消防法令」に係る事務事業事故の報告書で掲げた再発防止策の実施が不十分であったことは前述のとおりだが、再発防止策の実施にあたり上下水道局として危機管理体制が機能していたのかを改めて検証した。その結果、局の危機管理を所掌する部署は水道部にあり、指揮命令系統が下水道部にまで完全には行き届かず、内部統制が十分に機能していなかったとの結論に至った。

このことから、今後、二度と法令違反等を繰り返さないためにも、局の危機管理体制における組織力の強化に取り組む必要があると考える。

7 再発防止に向けた取組

具体的な再発防止に向けた取組として、喫緊に取り組むべき「応急対策」と長期的に取り組むべき「恒久対策」に分け、「内容の確認」、「誰が誰に」を明確に、「時期や経緯」について検討し、上下水道局以外のチェック体制の強化やコンプライアンス意識の一層の徹底を図ることとした。

【応急対策】

- ① 高橋雨水ポンプ場の事業完了までの間、手続（申請、届出、通知）などが適切に履行されているか市下水道計画課による定期的なモニタリングを実施する。なお、指示事項を文書に残し、確実な履行を管理する。
- ② 第三者を交えた再発防止策の進行管理は、局附属機関である「上下水道事業経営協議会」へ進捗を報告することや、コンプライアンス推進課のモニタリングを受けることにより、チェック体制の強化やコンプライアンス意識の一層の徹底を図る。
- ③ 局内全所属において、関係法令の洗い出しを行い、その漏れの有無及び法令違反の有無を調査し、所属長によるチェックを行う（令和4年3月実施済み。）。さらに、関係法令の遵守に対する引継ぎ体制、再発防止の取組状況も確認する。これら取組状況を公営企業管理者へ報告後、コンプライアンス推進課のモニタリングを受ける。
- ④ 職員の法令に対する理解、遵守、徹底の意識を深く浸透させるため、局内全職員を対象に今回の事故を題材としてe（イー）ラーニング研修を実施する（令和4年5月6日から6月3日迄実施）。

【恒久対策】

- ① 局内全所属において、関係機関との協議の際は議事録を作成することとする。なお、許可権者との法令の解釈や方針決定など重要なものは電話や口頭であっても議事録の作成を徹底する。

- ② 再発防止のための関係法令に関するチェックリストを作成し、令和4年度から発注時などでの活用を徹底する。なお、チェックリストは「変更工事」にも対応できるようにする。
- ③ 令和4年度から、上下水道局内で事務事業事故や事例の共有、再発防止策の進行管理を定期的に行う場を年4回（四半期に1回）程度開催する。
- ④ 日本下水道事業団との協定に基づく技術研修に加え、より専門性の高い、各種届出・全国レベルでの事例紹介などの研修を企画し、局内全職員対象に実施する（令和4年8月実施済み。以降毎年度実施。）。
- ⑤ 消防や建築などの法令に係る専門職員による研修を局内全職員対象に実施する（令和4年8月実施済み。来年度以降は、消防や建築などの法令が必要となる工事がある場合に適宜実施。）。
- ⑥ 今後も必要となる知識やスキルを有した人員配置を行うとともに、危機管理機能を強化するための組織の見直しを検討する。

8 おわりに

今回の事務事業事故の原因として、市下水道建設課における実現困難な追加（建築）工事スケジュールの再調整、建築工事に関する知見及び経験不足、多忙を理由とした職員間の連携不足による業務未執行など職員個人の問題だけではなく、その背景として、コンプライアンス意識が希薄化している職場風土や組織として職務遂行過程に問題があったことが本調査により判明しました。

これらの問題に対する解決策として、上下水道局では改めて再発防止に向けた上記【応急対策】、【恒久対策】を令和4年3月に策定し、事務事業における関係法令チェックリストを作成して人事異動に伴う引継ぎや委託業務等業者選定部会にて活用する取組を実施するなど事務事業事故根絶に向け着実に進めているところです。

なお、新たに発生した追加費用に関しては、管渠修繕実施予定箇所の精査、ウェブ会議システム委託契約や浄化センター運転管理業務委託契約における仕様書の見直し、管理地内除草業務の委託廃止（職員が代替）や旅費、消耗品費に至るまで経費を削減することにより捻出することとしました。

上下水道局職員一人ひとりが、このたびの事務事業事故を重く厳粛に受け止め、一丸となって強い決意でコンプライアンス意識の徹底と再発防止に向けた取組を実施するとともに、局を挙げてこれまで以上に経費節減に取り組み、一日も早く市民の皆さまから信用と信頼を回復できるよう全力を尽くしてまいります。